

「自治体システム等標準化検討会」

第17回議事概要

日 時：令和5年2月24日（金）

場 所：書面開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長

千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

森 圭子 藤沢市 市民自治部市民窓口センター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会 理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

小出 太郎 全国町村会行政部長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

吉川 浩民	総務省自治行政局長
三橋 一彦	総務省自治行政局審議官
田中 聖也	総務省自治行政局行政課長
中西 則文	総務省自治行政局行政課行政企画官
寺田 雅一	総務省自治行政局住民制度課長
臼井 智彦	総務省自治行政局住民制度課理事官
影山 直志	総務省自治行政局住民制度課課長補佐
福富 茂	総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長
奥田 隆則	総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
小牧兼太郎	総務省自治行政局地域情報化企画室長
折笠 史典	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
小川久仁子	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）
（準構成員）	
長友 悟	株式会社 RKKCS 住基内部システム部長
上田 公子	Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長
新谷 則之	株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部 住民情報・福祉情報システムグループ課長
西澤 那智	株式会社電算公共開発本部公共ソリューション 1 部主任
藤野 正則	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門プロフェッショナル
青木 弘明	株式会社日立システムズ 公共・社会事業グループ公共情報サービス第一事業部第一開発本部主任技師
大村 周久	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部 第一ソリューション部長

【議事】

住民記録システム標準仕様書の修正案について

【概要】

- 資料 1 「今後の住民記録システム標準仕様書の修正点（案）」 P 3 における、「検討の結果、番号法及び住基法の解釈として、住登外者等宛名番号管理機能として個人番号や住基ネットから得られた本人確認情報を保持し、突合キーとして利用することは、目的外利用に当たるおそれがあること等を踏まえ、次ページ以降のとおり住民記録システム標準仕様書を修正する。」との記載について、住民記録システムは、住民基本台帳法に基づく事務のみを処理するための情報システムではないと理解している。住民基本台帳法以外の事務で番号法の利用事務にあたるもののデータを住民記録システムのデー

データベースに持つ可能性は無い。例えば、固定資産税事務は番号利用事務に含まれ、住民登録外の納税者が存在する。固定資産税システムに登録された住登外納税者情報には、個人番号が紐付けられており、住民記録システムにおいては、同人に住登外者等宛名番号が付番されている場合、両システムが番号利用事務（固定資産税）において個人番号を保有できるという解釈にはならない。

→ 住登外者等宛名番号は、複数の事務間における同一の住登外者の管理のために付番される番号であるところ、番号利用法別表第1に掲げられた税務やその他の事務の範囲に、複数事務間における住登外者等宛名番号の紐付けのために個人番号を利用することが含まれているかが問題となること、基本的にはそのような解釈は困難と考えられることから、原案としている。

○ 資料1「今後の住民記録システム標準仕様書の修正点（案）」P5における、修正ポイント#2「再転入者判断のための個人番号利用機能を削除」について、番号制度対応開発時に「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」において、「②-1 個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理」「②-1-1 継続的な状況把握」「②-1-2 より効率的な名寄せ」といったところで、個人番号を利用した本人特定、名寄せが例示されていることもあり、実装済みのベンダーもあると考える。住登外においては、法の関係上ある程度制限されるべきとは考えるが、住記における再転入の同一人確認においては許容してもよいと考える。

→ 「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」による御指摘の例示については、転入手続後に、個人番号利用事務において、個人番号を用いた再転入者の同一人の判定や名寄せを行うことによる事務の効率化を示したものである。住民基本台帳法に基づく転入事務においては、修正ポイント2にあるように、個人番号を取り扱う事務として具体的に規定されていないということに加え、住民票コードを用いても、再転入者の同一人の判定は可能であることから、再転入者判断のための個人番号利用機能を削除しても、事務の効率化が妨げられるものではないと考える。

以上